

新旧対照表

改正案	現行																																																
<p>●輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表</p> <p>輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。</p> <p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二に掲げる品目とする。</p> <p>第1 自由化されていない品目（非自由化品目）</p>	<p>●輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表</p> <p>輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。</p> <p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二に掲げる品目とする。</p> <p>第1 自由化されていない品目（非自由化品目）</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="180 863 359 961">関税率表の 番号等</th> <th data-bbox="426 863 453 902">品</th> <th data-bbox="716 863 743 902">目</th> <th data-bbox="869 863 953 902">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="180 961 359 1317">0301・99-2</td> <td data-bbox="426 961 453 1000">(略)</td> <td data-bbox="716 961 743 1000"></td> <td data-bbox="869 961 953 1000"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1317 359 1703">03・02</td> <td data-bbox="426 1317 453 1356">(略)</td> <td data-bbox="716 1317 743 1356"></td> <td data-bbox="869 1317 953 1356"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1703 359 2059">03・03</td> <td data-bbox="426 1703 453 1742">(略)</td> <td data-bbox="716 1703 743 1742"></td> <td data-bbox="869 1703 953 1742"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 2059 359 2475">03・04</td> <td data-bbox="426 2059 453 2098">(略)</td> <td data-bbox="716 2059 743 2098"></td> <td data-bbox="869 2059 953 2098"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 2475 359 2804">03・05</td> <td data-bbox="426 2475 453 2513">(略)</td> <td data-bbox="716 2475 743 2513"></td> <td data-bbox="869 2475 953 2513"></td> </tr> </tbody> </table>	関税率表の 番号等	品	目	備考	0301・99-2	(略)			03・02	(略)			03・03	(略)			03・04	(略)			03・05	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1073 863 1251 961">関税率表の 番号等</th> <th data-bbox="1308 863 1335 902">品</th> <th data-bbox="1598 863 1625 902">目</th> <th data-bbox="1751 863 1835 902">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1073 961 1251 1317">0301・99-2</td> <td data-bbox="1266 961 1713 1297">生きているにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</td> <td data-bbox="1598 961 1625 1000"></td> <td data-bbox="1772 961 1799 1000">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1073 1317 1251 1703">03・02</td> <td data-bbox="1266 1317 1713 1682">生鮮の又は冷蔵したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</td> <td data-bbox="1598 1317 1625 1356"></td> <td data-bbox="1772 1317 1799 1356">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1073 1703 1251 2059">03・03</td> <td data-bbox="1266 1703 1713 2039">冷凍したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</td> <td data-bbox="1598 1703 1625 1742"></td> <td data-bbox="1772 1703 1799 1742">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1073 2059 1251 2475">03・04</td> <td data-bbox="1266 2059 1713 2454">にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のフィレその他の魚（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）</td> <td data-bbox="1598 2059 1625 2098"></td> <td data-bbox="1772 2059 1799 2098">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1073 2475 1251 2804">03・05</td> <td data-bbox="1266 2475 1713 2810">乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス</td> <td data-bbox="1598 2475 1625 2513"></td> <td data-bbox="1772 2475 1799 2513">○</td> </tr> </tbody> </table>	関税率表の 番号等	品	目	備考	0301・99-2	生きているにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		○	03・02	生鮮の又は冷蔵したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		○	03・03	冷凍したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		○	03・04	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のフィレその他の魚（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）		○	03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス		○
関税率表の 番号等	品	目	備考																																														
0301・99-2	(略)																																																
03・02	(略)																																																
03・03	(略)																																																
03・04	(略)																																																
03・05	(略)																																																
関税率表の 番号等	品	目	備考																																														
0301・99-2	生きているにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		○																																														
03・02	生鮮の又は冷蔵したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		○																																														
03・03	冷凍したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		○																																														
03・04	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のフィレその他の魚（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）		○																																														
03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス		○																																														

		属のもの)並びにそれらの魚種のフィッシュミール、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵並びに煮干し	
03・07	(略)	帆立貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く。)	○
(削る)		<u>1211・30</u> <u>ココ葉</u>	
(削る)		<u>1211・40</u> <u>けしがら</u>	
(削る)		<u>1211・90-3</u> <u>大麻草</u>	
1212・20 -1-(1)	(略)	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製した食用の海草で、一枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	○
1212・20 -1-(2)	(略)	あまのり属の食用の海草及びこれをあまのり属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・20号の1-(1)に掲げるものを除く。)	
1212・20 -1-(3)	(略)	その他の食用の海草(あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものに限る。)	○
(削る)		<u>1301・90</u> <u>大麻の樹脂</u>	○
(削る)		<u>1302・11</u> <u>生あへん</u>	
(削る)		<u>1302・19-3-(2)</u> <u>大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</u>	
2106・90 -2-(2)-E	(略)	海草の調製食料品(あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものに限る。)	○
(削る)		<u>25・24</u> <u>石綿(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)附則第三条第六号に掲げるものを除く。)</u>	
(削る)		<u>26・12</u> <u>ウラン鈹及びトリウム鈹(精鈹を含む。)</u>	
(削る)		<u>2844・10</u> <u>天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物</u>	○
(削る)		<u>2844・20</u> <u>ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物</u>	○
(削る)		<u>2844・30</u> <u>ウラン235を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物</u>	○
(削る)		<u>2844・40</u> <u>核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物</u>	○
(削る)		<u>2844・50</u> <u>使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)</u>	

(削る)	2903・29	<u>ヘキサクロブター-1, 3-ジエン (試験研究用のものを除く。)</u>	○	
(削る)	2903・52	<u>1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル。三の七の(1)において「クロルデン類」という。)並びに1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン。三の七の(1)において「アルドリン」という。)</u> (試験研究用のものを除く。)		
(削る)	2903・59	<u>ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名トキサフェン。三の七の(1)において「トキサフェン」という。)及びドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0², 6. 0³, 9. 0⁴, 8] デカン (別名マイレックス。三の七の(1)において「マイレックス」という。)</u> (試験研究用のものを除く。)	○	
(削る)	2903・62	<u>ヘキサクロロベンゼン及び1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-クロロフェニル) エタン (別名DDT。三の七の(1)において「DDT」という。)</u> (試験研究用のものを除く。)	○	
(削る)	2903・69	<u>ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。)</u> (試験研究用のものを除く。)	○	
(削る)	2904・20	<u>4-ニトロジフェニル及びその塩</u>	○	
(削る)	2906・29	<u>2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ジコホル。三の七の(1)において「ジコホル」という。)</u> (試験研究用のものを除く。)	○	
(削る)	2907・19	<u>2・4・6-トリターシャリーブチルフェノール (試験研究用のものを除く。)</u>	○	
(削る)	2909・19	<u>ビス (クロロメチル) エーテル</u>	○	
(削る)	2910・40	<u>1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン。三の七の(1)において「ディルドリン」という。)</u> (試験研究用のものを除く。)		
(削る)	2910・90	<u>1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン。三の七の(1)において「エンドリン」という。)</u> (試験研究用のものを除く。)	○	

(削る)	2914・31	<u>フェニルプロパン-2-オン (別名フェニルアセトン)</u>	
(削る)	2918・19	<u>4-ヒドロキシ酪酸 (別名GHB) 及びその塩類</u>	○
(削る)	2921・45	<u>ベーターナフチルアミン及びその塩</u>	○
(削る)	2921・46	<u>フェニルアミノプロパン及びその塩類</u>	○
(削る)	2921・49	<u>4-アミノジフェニル、N-エチル-1-フェニルシクロヘキシルアミン (別名エチシクリジン) 及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2921・51	<u>N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン及びN・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン (試験研究用のものを除く。)</u>	○
(削る)	2921・59	<u>ベンジジン及びその塩</u>	○
(削る)	2922・19	<u>3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名アセチルメタドール)、α-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名アルファアセチルメタドール)、β-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名ベータアセチルメタドール)、α-3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名ノルアシメタドール)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール (別名ジメフェプタノール)、α-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール (別名アルファメタドール)、β-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール (別名ベータメタドール)、4-ジメチルアミノ-3-メチル-1・2-ジフェニル-2- (プロピオニルオキシ) プタン (別名プロボキシフェン)、(2-ジメチルアミノ) エチル-1-エトキシ-1・1-ジフェニルアセテート (別名ジメノキサドール) 及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2922・29	<u>4-エチル-2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DOET)、2・5-ジメトキシ-4・α-ジメチルフェネチルアミン (別名DOM)、2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DMA)、3・4・5-トリメトキシフェネチルアミン (別名メスカリン)、3・4・5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名TMA)、4-プロモ-2・5-ジメトキシフェネチルアミン、4-プロモ-2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名プロランフェタミン)、4-メトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名PMA)、2・4・5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2922・31	<u>6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名ノルメサ</u>	○

		<u>ドン)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン(別名メサドン)及びこれらの塩類</u>	
(削る)	2922・39	<u>6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン(別名イソメサドン)、2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン(別名メトカチノン)、2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2922・44	<u>トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチルエステル(別名チリジン)及びその塩類</u>	
(削る)	2922・49	<u>7-[(10・11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ [a・d] シクロヘプテン-5-イル) アミノ] ヘプタン酸(別名アミネプチン)及びその塩類</u>	○
(削る)	2924・29	<u>N-(2-(メチルフェネチルアミノ)プロピル)プロピオンアニリド(別名ジアンプロミド)及びその塩類</u>	○
(削る)	2926・30	<u>4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルブタン(別名メサドン中間体)及びその塩類</u>	○
(削る)	2930・90	<u>α-メチル-4-メチルチオフェネチルアミン(別名4-MTA)、2・5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミン、2-[(ジフェニルメチル) スルフィニル] アセタミド(別名モダフィニル)及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	29・31	<u>ビス(トリブチルスズ) = オキシド(試験研究用のものを除く。)</u>	○
(削る)	2932・95	<u>6a・7・8・9-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オール(別名デルタ10テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オール(別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻草(以下この項において「大麻草」という。))及びその製品に含有されている6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。)を起させることにより得られるものに限る。)、6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オール(別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻草及びその製品に含有されている6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。)を起させることにより得られるものに限る。)、6a・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピ</u>	○

		<p>ラン-1-オール (別名デルタ7テトラヒドロカンナビノール)、7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ6a (10a) テトラヒドロカンナビノール)、8・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ6a(7)テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・9・10・10a-ヘキサヒドロ-6・6-ジメチル-9-メチレン-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ9 (11) テトラヒドロカンナビノール) 及びこれらの塩類</p>
(削る)	2932・99	<p>N-エチル-α-メチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン (別名N-エチルMDA)、3-(1・2-ジメチルヘプチル)-7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名DMHP)、N-α-ジメチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン (別名MDMA)、3-ヘキシル-7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名パラヘキシル)、α-メチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン (別名MDA)、N-(α-メチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチル)ヒドロキシルアミン (別名N-ヒドロキシMDA)、3-メトキシ-α-メチル-4・5-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン (別名MMDA)、N-メチル-α-エチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン (別名MBDB)、2-メチルアミノ-1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びこれらの塩類</p>
(削る)	2933・33	<p>N-(1-(2-(4-エチル-5-オキシ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル)-4-(メトキシメチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルフェンタニル)、1-(2-(4-アミノフェニル)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名アニレリジン)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ジフェノキシレート)、4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジン (別名ペチジン中間体A)、4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘプタノン (別名ジピパノン)、1・2・5-トリメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名トリメペリジン)、1-(3-ヒドロキシ-3-フェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名フェノペリジン)、4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチル-4-ピペリジルエチルケトン (別名ケトベミドン)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-(2-オキシ-3-プロピオニル-1-ベンズイミダゾリニル)ピペリジン (別名ベジトラミド)、1-(3-シアノ-</p>

		<p><u>3・3-ジフェニルプロピル)-4-(1-ピペリジノ)ピペリジン-4-カルボン酸アミド(別名ピリトラミド)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸(別名ジフェノキシ)、1-(1-フェニルシクロヘキシル)ピペリジン(別名フェンシクリジン)、N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)、N-(1-メチル-2-(ピペリジノエチル))-N-2-ピリジルプロピオンアミド(別名プロピラム)、2-フェニル-2-(2-ピペリジル)酢酸メチルエステル(別名メチルフェニデート)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びこれらの塩類</u></p>
(削る)	2933・39	<p><u>3-アリル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名アリルプロジン)、α-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名アルファメプロジン)、β-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名ベータメプロジン)、α-1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名アルファプロジン)、β-1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名ベータプロジン)、1-(2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名エトキセリジン)、4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名ヒドロキシペチジン)、4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名ベチジン中間体B)、4-フェニル-1-(3-フェニルアミノプロピル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名ピミノジン)、1-(2-(ベンジルオキシ)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名ベンゼチジン)、N-(1-メチル-2-ピペリジノエチル)プロピオンアニリド(別名フェナンプロミド)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル(1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステルを除く。)、4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘキサノン(別名ノルピバノン)、N-(1-(β-ヒドロキシフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名ベータヒドロキシフェンタニル)、N-(1-(β-ヒドロキシフェネチル)-3-メチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名ベータヒドロキシ-3-メチルフェンタニル)、1-フェネチル-4-フェニル-4-ピペリジノール酢酸エステル(別名PEPAP)、4-フルオロ-N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名パラフルオロフェンタニル)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸(別名ベチジン中間体C)、N-(3-メチル-1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(</u></p>

		<p>別名 <u>3-メチルフェンタニル</u>)、<u>1-メチル-4-フェニル-4-ピペリジノールプロピオン酸エステル</u> (別名 <u>MPPP</u>)、<u>N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル)アセトアニリド</u> (別名 <u>アセチル-アルファ-メチルフェンタニル</u>)、<u>N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド</u> (別名 <u>アルファ-メチルフェンタニル</u>)、<u>1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル</u> (別名 <u>レミフェンタニル</u>)、<u>1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-6・11-ジメチル-3-フェネチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン</u> (別名 <u>フェナゾシン</u>)、<u>1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-3・6・11-トリメチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン</u> (別名 <u>メタゾシン</u>) 及びこれらの塩類</p>	
(削る)	2933・41	<u>3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン</u> (右旋性のものを除く。) 及びその塩類	
(削る)	2933・49	<u>3-ヒドロキシ-N-フェナシルモルヒナン</u> (右旋性のものを除く。)、 <u>3-ヒドロキシ-N-フェネチルモルヒナン</u> (別名 <u>フェノモルファン</u>)、 <u>3・4-ジメトキシ-17-メチルモルヒナン-6β・14-ジオール</u> (別名 <u>ドロテバノール</u>)、 <u>3-ヒドロキシモルヒナン</u> (右旋性のものを除く。)、 <u>3-メトキシ-N-メチルモルヒナン</u> (右旋性のものを除く。) 及びこれらの塩類	○
(削る)	2933・53	<u>5-アリル-5-(1-メチルブチル)バルビツール酸</u> (別名 <u>セコバルビツール</u>) 及びその塩類	○
(削る)	2933・55	<u>α-(α-メトキシベンジル)-4-(β-メトキシフェネチル)-1-ピペラジンエタノール</u> (別名 <u>ジペプロール</u>)、 <u>3-(2-クロロフェニル)-2-メチル-4(3H)-キナゾリノン</u> (別名 <u>メクロカロン</u>)、 <u>2-メチル-3-(2-トリル)-4(3H)-キナゾリノン</u> (別名 <u>メタカロン</u>) 及びこれらの塩類	○
(削る)	2933・59	<u>1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン</u> 、 <u>1-ベンジルピペラジン</u> 、 <u>1-(3-クロロフェニル)ピペラジン</u> 及びこれらの塩類	○
(削る)	2933・99	<u>2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール</u> (別名 <u>クロニタゼン</u>)、 <u>1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール</u> (別名 <u>エトニタゼン</u>)、 <u>1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン</u> (別名 <u>プロヘプタジン</u>)、 <u>3-(2-アミノブチル)インドール</u> (別名 <u>エトリプタミン</u>)、 <u>3-(2-(ジエチルアミノ)エチル)インドール</u> (別名 <u>DET</u>)、 <u>3-(2-(ジメチルアミノ)エチル)インドール</u> (別名 <u>DMT</u>)、 <u>3-(2-ジメチルアミノ)エチル-インドール-4-イルリン酸エステル</u> (別名	○

		サイロシビン)、 <u>3-(2-(ジメチルアミノ)エチル)-インドール-4-オール(別名サイロシン)、1-(1-フェニルシクロヘキシル)ピロリジン(別名ロリシクリジン)、3・7-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7-(2-(α-メチルフェネチル)アミノ)エチル)-1H-プリン-2・6-ジオン(別名フェネチリン)、3-[2-(ジイソプロプルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール(別名5-Me o-DIPT)、3-(2-アミノプロピル)インドール(別名AMT)及びこれらの塩類</u>	
(削る)	2934・91	<u>N-(4-(メトキシメチル)-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)、3-メチル-2-フェニルモルフォリン(別名フェンメトラジン)及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2934・99	<u>3-(N-エチル-N-メチルアミノ)-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名エチルメチルチアンブテン)、3-ジエチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名ジエチルチアンブテン)、3-ジメチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名ジメチルチアンブテン)、4-フェニル-1-(2-(テトラヒドロフルフリルオキシ)エチル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名フレチジン)、(3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル)ブチリル)ピロリジン、2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸(別名モラミド中間体)、1-(2-モノフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名モルフェリジン)、6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン(別名フェナドキソン)、4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル(別名ジオキサフェチルブチレート)、シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン(別名4-メチルアミノレクス)、N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名チオフエンタニル)、1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン(別名テノシクリジン)、N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファメチルチオフエンタニル)、N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名3-メチルチオフエンタニル)及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2939・11	<u>次に掲げるもの及びその塩類</u> <u>イ コデイン、エチルモルヒネ</u> <u>ロ ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン)</u> <u>ハ ジヒドロコデイノン(別名ヒドロコドン)</u> <u>ニ ジヒドロコデイン</u> <u>ホ ジヒドロヒドロキシコデイノン(別名オキシコドン)</u> <u>ヘ ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名オキシモルフォン)</u> <u>ト ジヒドロモルヒノン(別名ヒド</u>	○

		<p><u>ロモルフォン)</u> <u>チ テバイン</u> <u>リ モルヒネ</u> <u>ヌ 7・8-ジヒドロ-7α- (1 (R) -ヒドロキシ-1-メチルブチル) -6-0-メチル-6・14-エンド-エテノモルヒネ (別名エトルフィン)</u></p>	
(削る)	2939・19	<p>次に掲げるもの及びその塩類 (ヌにあつては、その誘導体。)</p> <p><u>イ N-アリルノルモルヒネ (別名ナロルフィン) 及びそのエステル</u> <u>ロ ジヒドロデオキシモルヒネ (別名デソモルヒネ) 及びそのエステル</u> <u>ハ ジヒドロモルヒネ及びそのエステル</u> <u>ニ 6-ニコチニコデイン (別名ニココジン)</u> <u>ホ ノルモルヒネ (別名デメチルモルヒネ) 及びそのエーテル</u> <u>ヘ 14-ヒドロキシジヒドロモルヒネ (別名ヒドロモルヒノール)</u> <u>ト 6-メチルジヒドロモルヒネ (別名メチルジヒドロモルヒネ)</u> <u>チ メチルジヒドロモルヒノン (別名メトポン) 及びそのエステル</u> <u>リ 6-メチル-Δ-6-デオキシモルヒネ (別名メチルデソルフィン)</u> <u>ヌ モルヒネ-N-オキシドその他五価窒素モルヒネ</u> <u>ル 3-0-アセチル-7・8-ジヒドロ-7α- (1 (R) -ヒドロキシ-1-メチルブチル) -6-0-メチル-6・14-エンド-エテノモルヒネ (別名アセトルフィン)</u> <u>ヲ ジヒドロコデイノン-6- (カルボキシメチル) オキシム (別名コドキシム)</u> <u>ワ 7・8-ジヒドロ-7-α- [1- (R) -ヒドロキシ-1-メチルブチル] -6・14-エンド-エタノテトラヒドロオリパビン (別名ジヒドロエトルフィン)</u> <u>カ モルヒネのエーテル (コデイン、エチルモルヒネを除く。)</u> <u>ヨ モルヒネのエステル (ジアセチルモルヒネ (別名ヘロイン) を除く。)</u> <u>タ ジヒドロコデイノン (別名ヒドロコドン) のエステル</u> <u>レ ジヒドロコデインのエステル</u> <u>ソ ジヒドロヒドロキシコデイノン (別名オキシコドン) のエステル</u> <u>ツ ジヒドロモルヒノン (別名ヒドロモルフォン) のエステル</u></p>	○
(削る)	2939・41	<u>1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (エフェドリン) 及びその塩類</u>	
(削る)	2939・42	<u>1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (プソイドエフェドリン) 及びその塩類</u>	
(削る)	2939・49	<u>1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1、エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール (別名ノルエフェドリン) 及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	2939・69	<u>リゼルギン酸ジエチルアミド (別名リゼルギド) 及びその塩類</u>	○

(削る)	<u>2939・91</u>	<u>エクゴニン、コカインその他エクゴニンのエステル、フェニルメチルアミノプロパン及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	<u>2939・99</u>	<u>2-アミノプロピオフェノン、1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン、1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン、1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩類</u>	○
(削る)	<u>3002・10</u>	<u>人用の免疫血清（治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。）</u>	○
(削る)	<u>3002・20</u>	<u>人用のワクチン（治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。）</u>	○
(削る)	<u>3002・30</u>	<u>口蹄液ワクチン（治験用のものを除く。）</u>	○
(削る)	<u>30・03</u>	<p><u>1211・30、2918・19、2921・49、2922・19から2930・90まで及び2932・95から2939・99までの項に掲げる物（4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。）のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項のイからホまで以外の部分に規定する物（コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。）を含有しないもの</u></p> <p><u>ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）</u></p> <p><u>ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</u></p> <p><u>ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</u></p> <p><u>ホ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</u></p>	○
(削る)	<u>30・04</u>	<p><u>1211・30、2918・19、2921・49、2922・19から2930・90まで及び2932・95から2939・99までの項に掲げる物（4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。）のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項のイからホまで以外の部分に規定する物（コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。）を含有しないもの</u></p> <p><u>ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）</u></p> <p><u>ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</u></p> <p><u>ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</u></p> <p><u>ホ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</u></p>	○
(削る)	<u>3404・90</u>	<u>ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン（試験研究用のものを除く。）</u>	○

(削る)	3506・91	<u>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの</u>	○
(削る)	36・01	<u>火薬</u>	
(削る)	36・02	<u>爆薬</u>	
(削る)	36・03	<p><u>導火線、導爆線、火管、イグナイター（次に掲げるものを除く。）及び雷管</u></p> <p><u>イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気により点火する構造のもの</u></p> <p><u>ロ 自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たすもの</u></p> <p><u>(1) 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、点火部（イグナイターの部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。）を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部の火薬の量が0.26グラム以下であること。</u></p> <p><u>(2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。</u></p> <p><u>(3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。</u></p> <p><u>(4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p><u>(5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること</u></p> <p><u>。</u></p> <p><u>(6) 点火部を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、一方の点火部の点火が他方の点火部の点火を引き起こさない構造であること。</u></p> <p><u>ハ 自動車用シートベルト引張り固定器に用いるガス発生器（L字型ガス発生器を含む。）、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすもの</u></p> <p><u>(1) 火薬の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるもの場合には、火薬の量が0.25グラム以下のものであること。</u></p> <p><u>(2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。</u></p> <p><u>(3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。</u></p> <p><u>(4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p>	○

	(5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること	
(削る)	36・05 黄りんマッチ	○
(削る)	38・22 4-ニトロジフェニル(その塩を含む。)、ビス(クロロメチル)エーテル、ベンジジン(その塩を含む。)、4-アミノジフェニル(その塩を含む。) 又はペーターナフチルアミン(その塩を含む。)をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの	○
(削る)	3824・82 ポリ塩化ビフェニル(試験研究用のものを除く。)	○
(削る)	3824・90 4-ニトロジフェニル(その塩を含む。)、ビス(クロロメチル)エーテル、ベンジジン(その塩を含む。)、4-アミノジフェニル(その塩を含む。) 又はペーターナフチルアミン(その塩を含む。)をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの及びポリ塩化ナフタレン(試験研究用のものを除く。)	○
(削る)	4005・20 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	○
(削る)	4016・99 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	○
(削る)	8109・90 ジルコニウムの管	○
(削る)	8401・10 原子炉	
(削る)	8401・30 核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。)	
(削る)	8401・40 原子炉の部分品	
(削る)	84・11 軍用航空機用原動機(部分品を除く。)	○
(削る)	8412・10 軍用航空機用原動機	○
(削る)	8412・39 軍用航空機用原動機	○
(削る)	8412・80 軍用航空機用原動機	○
(削る)	87・10 戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。)及びその部分品	
(削る)	88・02 軍用航空機(関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。)	○
(削る)	89・06 軍艦	○
(削る)	9030・10 電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限る。)	○
(削る)	9030・90 電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限る。)の部分品及び附属品(核燃料物質を含むものに限る。)	○
(削る)	93・01 軍用の武器	
(削る)	93・02 けん銃	

(削る)

93・03	<u>その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの</u>	
93・04	<u>その他の武器</u>	
93・05	<u>関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）</u>	○
93・06	<u>爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</u>	
93・07	<u>刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</u>	

第2 モンテリオール議定書附属書に定める規制物質

(削る)

(削る)

オゾン層を破壊する物質に関するモンテリオール議定書（以下「モンテリオール議定書」という。）附属書AのグループIに属する物質（二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）、同議定書附属書AのグループIIに属する物質（二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質（二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。）及び同議定書附属書Eに掲げる物質（二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものを除く。）

(削る)

(削る)

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。）（以下「二号承認」という。）は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目	関税率表	貨 物 名

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モンテリオール議定書、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに石綿を用いた製品

1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Iに掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物（以下「ワシントン条約適用対象動植物」という。）及びこれらの個体の一部

2 卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は化工品（以下「派生物」という。）であってワシントン条約適用対象動植物に係るもの

3 オゾン層を破壊する物質に関するモンテリオール議定書（以下「モンテリオール議定書」という。）附属書AのグループIに属する物質（輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（以下「二号承認」という。）を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）、同議定書附属書AのグループIIに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。）及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものを除く。）

4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十三条第一項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質が使用されているものに限る。）

5 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条各号に掲げるものを除く。）

二 経済産業大臣の二号承認を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目	関税率表	貨 物 名

	番号	の番号等	
三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域	0106・12		鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）及び <u>二の二の表</u> の第2に掲げるものを除く。以下同じ。）
	0208・40		
	0210・92		
	1504・30		
	1521・90		
	16・01		
	1602・10		
	1602・20		
	1602・31		
	1602・39		
	1602・49		
	1602・50		
	1602・90		
	2301・10		
	2309・10		
2309・90			
(略)		(略)	(略)

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定特定物質等

1 三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書IIに掲げる種に属する動物（第1の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの及びジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、タツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。）並びに三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 (略)
(削る)

(削る)

3 三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1%以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）（以下「二の二号承認」という。）は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1

関税率表の 番号等	品目	備考
1211・30	コカ葉	
1211・40	けしがら	
1211・90-3	大麻草	

	番号	の番号等	
三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域	0106・12		鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）及び <u>一の表</u> の第2に掲げるものを除く。以下同じ。）
	0208・40		
	0210・92		
	1504・30		
	1521・90		
	16・01		
	1602・10		
	1602・20		
	1602・31		
	1602・39		
	1602・49		
	1602・50		
	1602・90		
	2301・10		
	2309・10		
2309・90			
(略)		(略)	(略)

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、廃棄物等並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める特定物質及び第一種指定物質等

1 三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物（第1の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの及びジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、タツノオトシゴ属全種を除く。）及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。）並びに三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 (略)

3 全ての国又は地域を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

4 全ての国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第三項に規定する特定物質

5 三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1%以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

(新設)

<u>1301・90</u>	<u>大麻の樹脂</u>	<u>○</u>
<u>1302・11</u>	<u>生あへん</u>	
<u>1302・19-3-(2)</u>	<u>大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</u>	
<u>25・24</u>	<u>石綿（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条第六号に掲げるものを除く。）</u>	<u>○</u>
<u>26・12</u>	<u>ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）</u>	
<u>2844・10</u>	<u>天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u>	<u>○</u>
<u>2844・20</u>	<u>ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u>	<u>○</u>
<u>2844・30</u>	<u>ウラン235を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u>	<u>○</u>
<u>2844・40</u>	<u>核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u>	<u>○</u>
<u>2844・50</u>	<u>使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）</u>	
<u>2903・29</u>	<u>ヘキサクロロブター1, 3-ジエン（試験研究用のものを除く。）</u>	<u>○</u>
<u>2903・52</u>	<u>1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。三の7の（1）において「クロルデン類」という。）並びに1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名アルドリン。三の7の（1）において「アルドリン」という。）（試験研究用のものを除く。）</u>	
<u>2903・59</u>	<u>ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ [2. 2. 1] ヘプタン（別名トキサフェン。三の7の（1）において「トキサフェン」という。）及びドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0^{2,6}. 0^{3,9}. 0^{4,8}] デカン（別名マイレックス。三の7の（1）において「マイレックス」という。）（試験研究用のものを除く。）</u>	<u>○</u>

2903・62	<u>ヘキサクロロベンゼン及び1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT。三の七の(1)において「DDT」という。)(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2903・69	<u>ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。)(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2904・20	<u>4-ニトロジフェニル及びその塩</u>	○
2906・29	<u>2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ジコホル。三の七の(1)において「ジコホル」という。)(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2907・19	<u>2・4・6-トリターシャリーブチルフェノール(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2909・19	<u>ビス(クロロメチル)エーテル</u>	○
2910・40	<u>1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン。三の七の(1)において「デイルドリン」という。)(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2910・90	<u>1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン。三の七の(1)において「エンドリン」という。)(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2914・31	<u>フェニルプロパン-2-オン(別名フェニルアセトン)</u>	
2918・19	<u>4-ヒドロキシ酪酸(別名GHB)及びその塩類</u>	○
2921・45	<u>ペーターナフチルアミン及びその塩</u>	○
2921・46	<u>フェニルアミノプロパン及びその塩類</u>	○
2921・49	<u>4-アミノジフェニル、N-エチル-1-フェニルシクロヘキシルアミン(別名エチシクリジン)及びこれらの塩類</u>	○
2921・51	<u>N・N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン及びN・N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン(試験研究用のものを除く。)</u>	○
2921・59	<u>ベンジジン及びその塩</u>	○
2922・19	<u>3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン(別名アセチルメタドール)、α-3-アセ</u>	○

	<p><u>トキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名アルファアセチルメタドール)、β-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名ベータアセチルメタドール)、α-3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン (別名ノルアシメタドール)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール (別名ジメフェプタノール)、α-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール (別名アルファメタドール)、β-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール (別名ベータメタドール)、4-ジメチルアミノ-3-メチル-1・2-ジフェニル-2- (プロピオニルオキシ) プタン (別名プロポキシフェン)、(2-ジメチルアミノ) エチル-1-エトキシ-1・1-ジフェニルアセテート (別名ジメノキサドール) 及びこれらの塩類</u></p>	
2922・29	<p><u>4-エチル-2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DOET)、2・5-ジメトキシ-4・α-ジメチルフェネチルアミン (別名DOM)、2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DMA)、3・4・5-トリメトキシフェネチルアミン (別名メスカリン)、3・4・5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名TMA)、4-プロモ-2・5-ジメトキシフェネチルアミン、4-プロモ-2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名プロランフェタミン)、4-メトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名PMA)、2・4・5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びこれらの塩類</u></p>	○
2922・31	<p><u>6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名ノルメサドン)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名メサドン) 及びこれらの塩類</u></p>	○
2922・39	<p><u>6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名イソメサドン)、2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン (別名メトカチノン)、2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ) シクロヘキサノン (別名ケタミン) 及びこれらの塩類</u></p>	○
2922・44	<p><u>トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチルエステル (別名チリジン) 及びその塩類</u></p>	
2922・49	<p><u>7-[(10・11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ [a・d] シクロヘプテン-5-イル) アミノ] ヘプタン酸 (別名アミネプチン) 及びその塩類</u></p>	○
2924・29	<p><u>N-(2-(メチルフェネチルアミノ) プロピル) プロピオンアニリド (別名ジアンプロミド) 及びその塩類</u></p>	○
2926・30	<p><u>4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルブタン (別名メサドン中間体) 及びその塩類</u></p>	○

2930・90	<u>α-メチル-4-メチルチオフェネチルアミン (別名4-MTA)、2・5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミン、2-[(ジフェニルメチル) スルフィニル] アセタミド (別名モダフィニル) 及びこれらの塩類</u>	○
29・31	<u>ビス (トリブチルスズ) =オキシド (試験研究用のものを除く。)</u>	○
2932・95	<u>6a・7・8・9-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ10テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第1条に規定する大麻草 (以下この項において「大麻草」という。)) 及びその製品に含有されている6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。) を起こさせることにより得られるものに限る。)、6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大麻草及びその製品に含有されている6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。) を起こさせることにより得られるものに限る。)、6a・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ7テトラヒドロカンナビノール)、7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ6a (10a) テトラヒドロカンナビノール)、8・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ6a (7) テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・9・10・10a-ヘキサヒドロ-6・6-ジメチル-9-メチレン-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ9 (11) テトラヒドロカンナビノール) 及びこれらの塩類</u>	○
2932・99	<u>N-エチル-α-メチル-3・4-(メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名N-エチルMDA)、3-(1・2-ジメチルヘプチル)-7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名DMHP)、N-α-ジメチル-3・4-(メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MDMA)、3-ヘキシル-7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名パラ</u>	○

ヘキシル)、 α -メチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDA)、N-(α -メチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチル)ヒドロキシルアミン(別名N-ヒドロキシMDA)、3-メトキシ- α -メチル-4・5-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MMDA)、N-メチル- α -エチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MBDB)、2-メチルアミノ-1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びこれらの塩類

2933・33

N-(1-(2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル)-4-(メトキシメチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)、1-(2-(4-アミノフェニル)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名アニレリジン)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名ジフェノキシレート)、4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジン(別名ペチジン中間体A)、4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘプタノン(別名ジピパノン)、1・2・5-トリメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名トリメペリジン)、1-(3-ヒドロキシ-3-フェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名フェノペリジン)、4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチル-4-ピペリジルエチルケトン(別名ケトベミドン)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-(2-オキソ-3-プロピオニル-1-ベンズイミダゾリニル)ピペリジン(別名ベジトラミド)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-(1-ピペリジノ)ピペリジン-4-カルボン酸アミド(別名ピリトラミド)、1-(3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸(別名ジフェノキシ)、1-(1-フェニルシクロヘキシル)ピペリジン(別名フェンシクリジン)、N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)、N-(1-メチル-2-(ピペリジノエチル))-N-2-ピリジルプロピオンアミド(別名プロピラム)、2-フェニル-2-(2-ピペリジル)酢酸メチルエステル(別名メチルフェニデート)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びこれらの塩類

○

2933・39

3-アリル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名アリルプロジン)、 α -3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名アルファメプロジン)、 β -3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名ベータメプロジン)、 α -1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペ

○

リジン (別名アルファプロジン)、 β -1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名ベータプロジン)、1-(2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名エトキセリジン)、4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ヒドロキシペチジン)、4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ペチジン中間体B)、4-フェニル-1-(3-フェニルアミノプロピル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ピミノジン)、1-(2-(ベンジルオキシ)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ベンゼチジン)、N-(1-メチル-2-ピペリジノエチル)プロピオンアニリド (別名フェナプロミド)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステルを除く。)、4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘキサノン (別名ノルピパノン)、N-(1-(β -ヒドロキシフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシフェンタニル)、N-(1-(β -ヒドロキシフェネチル)-3-メチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシ-3-メチルフェンタニル)、1-フェネチル-4-フェニル-4-ピペリジノール酢酸エステル (別名PEPAP)、4-フルオロ-N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名パラフルオロフェンタニル)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸 (別名ペチジン中間体C)、N-(3-メチル-1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3-メチルフェンタニル)、1-メチル-4-フェニル-4-ピペリジノールプロピオン酸エステル (別名MPPP)、N-(1-(α -メチルフェネチル)-4-ピペリジル)アセトアニリド (別名アセチル-アルファ-メチルフェンタニル)、N-(1-(α -メチルフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルファ-メチルフェンタニル)、1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル (別名レミフェンタニル)、1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-6・11-ジメチル-3-フェネチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン (別名フェナゾシン)、1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-3・6・11-トリメチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン (別名メタゾシン) 及びこれらの塩類

2933・41	3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン (右旋性のものを除く。) 及びその塩類	
2933・49	3-ヒドロキシ-N-フェナシルモルヒナン (右旋性のものを除く。)、3-ヒドロキシ-N-フェネチルモルヒ	○

	<u>ナン (別名フェノモルファン)、3・4-ジメトキシ-17-メチルモルヒナン-6β・14-ジオール (別名ドロテバノール)、3-ヒドロキシモルヒナン (右旋性のものを除く。)、3-メトキシ-N-メチルモルヒナン (右旋性のものを除く。)</u> 及びこれらの塩類	
<u>2933・53</u>	<u>5-アリル-5-(1-メチルブチル)バルビツール酸 (別名セコバルビツール) 及びその塩類</u>	○
<u>2933・55</u>	<u>α-(α-メトキシベンジル)-4-(β-メトキシフェネチル)-1-ピペラジンエタノール (別名ジペプロール)、3-(2-クロロフェニル)-2-メチル-4(3H)-キナゾリノン (別名メクロカロン)、2-メチル-3-(2-トリル)-4(3H)-キナゾリノン (別名メタカロン) 及びこれらの塩類</u>	○
<u>2933・59</u>	<u>1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン、1-ベンジルピペラジン、1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びこれらの塩類</u>	○
<u>2933・99</u>	<u>2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール (別名クロニタゼン)、1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール (別名エトニタゼン)、1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン (別名プロヘプタジン)、3-(2-アミノブチル)インドール (別名エトリプタミン)、3-(2-(ジエチルアミノ)エチル)インドール (別名DET)、3-(2-(ジメチルアミノ)エチル)インドール (別名DMT)、3-(2-ジメチルアミノ)エチル-インドール-4-イルリン酸エステル (別名サイロシピン)、3-(2-(ジメチルアミノ)エチル)-インドール-4-オール (別名サイロシン)、1-(1-フェニルシクロヘキシル)ピロリジン (別名ロリシクリジン)、3・7-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7-(2-(α-メチルフェネチル)アミノ)エチル-1H-プリン-2・6-ジオン (別名フェネチリン)、3-[2-(ジイソプロプルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール (別名5-Me o-DIPT)、3-(2-アミノプロピル)インドール (別名AMT) 及びこれらの塩類</u>	○
<u>2934・91</u>	<u>N-(4-(メトキシメチル)-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名スフェンタニル)、3-メチル-2-フェニルモルフォリン (別名フェンメトラジン) 及びこれらの塩類</u>	○
<u>2934・99</u>	<u>3-(N-エチル-N-メチルアミノ)-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン (別名エチルメチルチアンブテン)、3-ジエチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン (別名ジエチルチアンブテン)、3-ジメチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン (別名ジメチルチアンブテン)、4-フェニル-</u>	○

1-(2-(テトラヒドロフルフリルオキシ)エチル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名フレチジン)、(3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル)ブチリル)ピロリジン、2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸(別名モラミド中間体)、1-(2-モノフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名モルフェリジン)、6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン(別名フェナドキソン)、4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル(別名ジオキサフェチルブチレート)、シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン(別名4-メチルアミノレクス)、N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名チオフエンタニル)、1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン(別名テノシクリジン)、N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファメチルチオフエンタニル)、N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名3-メチルチオフエンタニル)及びこれらの塩類

2939・11

次に掲げるもの及びその塩類

○

イ コデイン、エチルモルヒネ
 ロ ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン)
 ハ ジヒドロコデイノン(別名ヒドロコドン)
 ニ ジヒドロコデイン
 ホ ジヒドロヒドロキシコデイノン(別名オキシコドン)
 ヘ ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名オキシモルフォン)
 ト ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモルフォン)
 チ テバイン
 リ モルヒネ
 ヌ 7・8-ジヒドロ-7 α -(1(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル)-6- β -メチル-6・14-エンド-エテノモルヒネ(別名エトルフィン)

2939・19

次に掲げるもの及びその塩類(又にあつては、その誘導体。)

○

イ N-アリルノルモルヒネ(別名ナロルフィン)及びそのエステル
 ロ ジヒドロデオキシモルヒネ(別名デソモルヒネ)及びそのエステル
 ハ ジヒドロモルヒネ及びそのエステル
 ニ 6-ニコチニルコデイン(別名ニココジン)
 ホ ノルモルヒネ(別名デメチルモルヒネ)及びそのエーテル
 ヘ 14-ヒドロキシジヒドロモルヒネ(別名ヒドロモルヒノール)
 ト 6-メチルジヒドロモルヒネ(別名メチルジヒドロモルヒネ)
 チ メチルジヒドロモルヒノン(別名メトボン)及びそのエステル
 リ 6-メチル- Δ -6-デオキシモルヒネ(別名メチルデソルフィン)

	<p>ヌ <u>モルヒネ-N-オキシドその他</u> <u>五価窒素モルヒネ</u> <u>ル 3-0-アセチル-7・8-ジ</u> <u>ヒドロ-7α-(1(R))-ヒド</u> <u>ロキシ-1-メチルブチル)-</u> <u>6-0-メチル-6・14-エンド</u> <u>-エテノモルヒネ(別名アセトル</u> <u>フィン)</u> ヲ <u>ジヒドロコデイン-6-(カ</u> <u>ルボキシメチル)オキシム(別</u> <u>名</u> <u>コドキシム)</u> ワ <u>7・8-ジヒドロ-7-α-〔</u> <u>1-(R)-ヒドロキシ-1-メ</u> <u>チルブチル〕-6・14-エンド</u> <u>-エタノテトラヒドロオリバ</u> <u>ビン</u> <u>(別名ジヒドロエトルフィン)</u> カ <u>モルヒネのエーテル(コデイン</u> <u>、エチルモルヒネを除く。)</u> ヨ <u>モルヒネのエステル(ジアセチ</u> <u>ルモルヒネ(別名ヘロイン)を除</u> <u>く。)</u> タ <u>ジヒドロコデイン(別名ヒド</u> <u>ロコドン)のエステル</u> レ <u>ジヒドロコデインのエステル</u> ソ <u>ジヒドロヒドロキシコデイン</u> <u>(別名オキシコドン)のエステル</u> ツ <u>ジヒドロモルヒノン(別名ヒド</u> <u>ロモルフォン)のエステル</u></p>	
2939・41	<u>1-フェニル-2-メチルアミノプロ</u> <u>パノール-1(エフェドリン)及びそ</u> <u>の塩類</u>	
2939・42	<u>1-フェニル-2-メチルアミノプロ</u> <u>パノール-1(プソイドエフェドリン</u> <u>)及びその塩類</u>	
2939・49	<u>1-フェニル-2-ジメチルアミノプ</u> <u>ロパノール-1、エリトロ-2-アミ</u> <u>ノ-1-フェニルプロパン-1-オー</u> <u>ル(別名ノルエフェドリン)及びこれ</u> <u>らの塩類</u>	○
2939・69	<u>リゼルギン酸ジエチルアミド(別名リ</u> <u>ゼルギド)及びその塩類</u>	○
2939・91	<u>エクゴニン、コカインその他エクゴ</u> <u>ニンのエステル、フェニルメチルアミ</u> <u>ノプロパン及びこれらの塩類</u>	○
2939・99	<u>2-アミノプロピオフェノン、1-フ</u> <u>ェニル-1-クロロ-2-メチルアミ</u> <u>ノプロパン、1-フェニル-1-クロ</u> <u>ロ-2-ジメチルアミノプロパン、1</u> <u>-フェニル-2-ジメチルアミノプロ</u> <u>パン及びこれらの塩類</u>	○
3002・10	<u>人用の免疫血清(治験用のもの及び抗</u> <u>原抗体反応の研究用試薬を除く。)</u>	○
3002・20	<u>人用のワクチン(治験用のもの及び黄</u> <u>熱ワクチンを除く。)</u>	○
3002・30	<u>口蹄疫ワクチン(治験用のものを除く</u> <u>。)</u>	○
30・03	<u>1211・30、2918・19、2921・49、2922・19</u> <u>から2930・90まで及び2932・95から2939</u> <u>・99までの項に掲げる物(4-アミノ</u> <u>ジフェニル及びその塩類を除く。)</u> <u>の</u> <u>いずれかを含む製剤。ただし、次</u> <u>に掲げるものを除く。</u> <u>イ コデイン、ジヒドロコデイン又</u> <u>はこれらの塩類の含有量が全重量</u> <u>の1%以下の製剤であって、この</u>	○

	<p>項のイからホまで以外の部分に規定する物（コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。）を含有しないもの</p> <p>ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）</p> <p>ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>ホ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</p>	
30・04	<p>1211・30、2918・19、2921・49、2922・19から2930・90まで及び2932・95から2939・99までの項に掲げる物（4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。）のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項のイからホまで以外の部分に規定する物（コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。）を含有しないもの</p> <p>ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）</p> <p>ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>ホ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</p>	○
3404・90	<p>ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン（試験研究用のものを除く。）</p>	○
3506・91	<p>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの</p>	○
36・01	<p>火薬</p>	
36・02	<p>爆薬</p>	
36・03	<p>導火線、導爆線、火管、イグナイター（次に掲げるものを除く。）及び雷管</p> <p>イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気により点火する構造のもの</p> <p>ロ 自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、点火部（イグナイターの部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。）を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部の火薬の量が0.26</p>	○

	<p>グラム以下であること。</p> <p>(2) <u>電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。</u></p> <p>(3) <u>火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。</u></p> <p>(4) <u>外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p>(5) <u>内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p> <p>(6) <u>点火部を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、一方の点火部の点火が他方の点火部の点火を引き起こさない構造であること。</u></p> <p>ハ <u>自動車用シートベルト引っぱり固定器に用いるガス発生器（L字型ガス発生器を含む。）、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすもの</u></p> <p>(1) <u>火薬の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるもの場合には、火薬の量が0.25グラム以下のものであること。</u></p> <p>(2) <u>電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。</u></p> <p>(3) <u>火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。</u></p> <p>(4) <u>外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p>(5) <u>内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p>	
36・05	<u>黄りんマッチ</u>	<input type="radio"/>
38・22	<u>4-ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、4-アミノジフェニル（その塩を含む。）又はペーターナフチルアミン（その塩を含む。）をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの</u>	<input type="radio"/>
3824・82	<u>ポリ塩化ビフェニル（試験研究用のものを除く。）</u>	<input type="radio"/>
3824・90	<u>4-ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、4-アミノジフェニル（その塩を含む。）又はペーターナフチルアミン（その塩を含む。）をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの及びポリ塩化ナフタレン（試験研究用のものを除く。）</u>	<input type="radio"/>
4005・20	<u>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を</u>	<input type="radio"/>

	<u>超えるもの</u>	
<u>4016・99</u>	<u>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの</u>	<input type="radio"/>
<u>8109・90</u>	<u>ジルコニウムの管（原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のものに限る。）</u>	<input type="radio"/>
<u>8401・10</u>	<u>原子炉</u>	
<u>8401・30</u>	<u>核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）</u>	
<u>8401・40</u>	<u>原子炉の部分品</u>	
<u>84・11</u>	<u>軍用航空機用原動機（部分品を除く。）</u>	<input type="radio"/>
<u>8412・10</u>	<u>軍用航空機用原動機</u>	<input type="radio"/>
<u>8412・39</u>	<u>軍用航空機用原動機</u>	<input type="radio"/>
<u>8412・80</u>	<u>軍用航空機用原動機</u>	<input type="radio"/>
<u>87・10</u>	<u>戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品</u>	
<u>88・02</u>	<u>軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）</u>	<input type="radio"/>
<u>89・06</u>	<u>軍艦</u>	<input type="radio"/>
<u>9030・10</u>	<u>電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）</u>	<input type="radio"/>
<u>9030・90</u>	<u>電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）の部分品及び附属品（核燃料物質を含むものに限る。）</u>	<input type="radio"/>
<u>93・01</u>	<u>軍用の武器</u>	
<u>93・02</u>	<u>けん銃</u>	
<u>93・03</u>	<u>その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの</u>	
<u>93・04</u>	<u>その他の武器</u>	
<u>93・05</u>	<u>関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）</u>	<input type="radio"/>
<u>93・06</u>	<u>爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</u>	
<u>93・07</u>	<u>刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</u>	

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに石綿を用いた製品

(新設)

- 1 ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
- 2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）
- 3 化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質
- 4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十三条第一項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書 A 又は附属書 B に掲げる化学物質が使用されているものに限る。）
- 5 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条各号に掲げるものを除く。）

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、6 に掲げる貨物を輸入する場合において6 の（1）から（4）までの貨物の区分に応じそれぞれに定める大臣の確認を受けた場合、7 に掲げる貨物を輸入する場合において経済産業大臣の確認を受けた場合又は8 に掲げる貨物を輸入する場合において8 の（1）から（12）までの貨物の区分に応じそれぞれに定める書類を税関に提出した場合は、令第四条第一項の規定による輸入の承認を要しないものとする。

- 1 （略）
- 2 非自由化品目、二の表の第 1 及び二の二の表の第 1 に掲げる貨物の範囲の決定は、関税率表の各号の規定の範囲内で、かつ、同表の各号及び部又は類の注の規定による。
- 3 非自由化品目及び二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目及び二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目及び二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目及び二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたものであることを示す。
- 4 （略）
- 5 二の表の第 1 及び第 2 並びに二の二の表の第 1 及び第 2 の承認の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるところによる。
- 6 （略）
- 7 （1）～（5） （略）
 - （6） 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第 1 中三の 9 の（1）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書 II に掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書 II により特定されるものに、同条約附属書 III に掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書 III により特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第 2 に基づき二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたもの並びに7 の（7）及び（8）に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- （略）
- （7）～（12） （略）
- 8 次の（1）から（12）までに掲げる貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ（1）から（12）までに掲げる書類を税関に提出しなければならない。

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、6 に掲げる貨物を輸入する場合において6 の（1）から（4）までの貨物の区分に応じそれぞれに定める大臣の確認を受けた場合、7 に掲げる貨物を輸入する場合において経済産業大臣の確認を受けた場合又は8 に掲げる貨物を輸入する場合において8 の（1）から（12）までの貨物の区分に応じそれぞれに定める書類を税関に提出した場合は、令第四条第一項の規定による輸入の承認を要しないものとする。

- 1 （略）
- 2 非自由化品目及び二の表の第 1 に掲げる貨物の範囲の決定は、関税率表の各号の規定の範囲内で、かつ、同表の各号及び部又は類の注の規定による。
- 3 非自由化品目について、一の表の第 1 の備考欄において〇を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目であることを示す。
- 4 （略）
- 5 （1） 二の表の第 2 の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物の二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目であることを示す。
 （2） 二の表の第 2 の化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるところによる。
- 6 （略）
- 7 （1）～（5） （略）
 - （6） 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第 1 中三の 9 の（1）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書 II に掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書 II により特定されるものに、同条約附属書 III に掲げる種に属する動物及び植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書 III により特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第 2 に基づき二の二の表の第 1 の備考欄において〇を付されたもの並びに7 の（7）及び（8）に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- （略）
- （7）～（12） （略）
- 8 次の（1）から（12）までに掲げる貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ（1）から（12）までに掲げる書類を税関に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の表の第2に基づく二号承認又は7の(6)から(8)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局(以下「管理当局等」という。)が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本
- (3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物(二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。)については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

(略)

- (4) イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第二項に規定する希少野生動植物種(同条第五項に規定する特定国内希少動植物種を除く。)の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品(二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の表の第2に基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。以下「個体等」という。)については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書(輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしてない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書)

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等(二の表の第2に基づき二の二号承認を受けるべき貨物並びに7の(6)及び(7)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。)については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書

(5)～(12) (略)

9(1)・(2) (略)

- (3) 二の表の第2のワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

(4)～(6) (略)

- (1) (略)
- (2) 9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の表の第2に基づく二号承認又は7の(6)から(8)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局(以下「管理当局等」という。)が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本
- (3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物(二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。)については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

(略)

- (4) イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第二項に規定する希少野生動植物種(同条第五項に規定する特定国内希少動植物種を除く。)の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品(一の表の第2、二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。以下「個体等」という。)については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書(輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしてない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書)

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等(一の表の第2に基づき輸入割当を受けるべき貨物並びに7の(6)及び(7)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。)については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書

(5)～(12) (略)

9(1)・(2) (略)

- (3) 二の表の第2のワシントン条約附属書Ⅱ及びⅢに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるものとし、その承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

(4)～(6) (略)